

帯広市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費特別給付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第7号

帯広市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費特別給付金条例の一部を改正する条例

帯広市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費特別給付金条例(昭和48年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号ウ中「第67条第1項第2号」の次に「及び第3号」を加え、「及び規則」を「並びに規則」に改め、同号エ中「第67条第1項第2号」の次に「及び第3号」を加える。第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする改正規定は、公布の日から施行する。